

1984年9月14日(金) No. 71  
**今夜7時から**  
 西成市民館3階  
 (西成区南河原1-1-1)  
**毎週金曜日**

みんなでつくろう  
 みんなの会館  
 三人よれば何とかの知恵

# 夜間学校

1 連 西成区南河原1-1-1 茶屋ス-5-23  
 結 西成区南河原1-1-1 茶屋ス-5-23  
 先 西成区南河原1-1-1 茶屋ス-5-23  
**金崎夜間学校**

## 法どおり世間並みで

## 実効性なき健保に

10月1日から「日健」はどうなるか……

日雇健康保険法が 我々の反対もむなく廃止され健康保険法の中に「日雇特例被保険者」として含まれることになったことは、もはや誰でも知っていることだろう。

いよいよ10月1日から新しい形での健保の適用が始まる。

健康保険の印紙が普及し

ていなので、雇用保険の印紙が貼ってあることによつて、健康保険が使えないという「みなし適用」従来通りの方法では、多くの仲間の要求通り残ることになった。

しかし、今まで一回百円の初診料で済んでいたのが、これからは医療費を一割負担しなければならなくなっ

た。

医者にかかる時に、いくら金を準備したらいいかわからず、検討がつかず、会計の窓口でいくら請求されるか、病気の身の上不安を加えて行かなければならなくなつた。

一割負担は多くの労働者がみな同じように負担するのだから、釜の労働者もがマンするのがあたりまえ。ところが、法が決まったからといって、あつさりひきさがらうようなお上品なことをしては、いつまでたつても世の中良くならない。

日本国憲法に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と書かれていますが、労働者のカネより、支配層の

力が強いために空念仏にあわつていいる。

結局は力だ！

役人どもは、法どおり世間並みのいいぐさで、我々の健保を實質的に使わがたいものにしておきなから、なおろの上で、健保の就労証明書制度を作つて、働くわけのわりにオヤジからハンコをもらつて、役所に届けるといふ警鐘を押しつけようとしていいる。

そんなことに協力するからなら、釜に救急車をもう二台増やさせる運動をはじめた方がましだ。

「みなくだから」という差別行政を残してあつて、協力を求める。あまりにも虫がよすぎないか。みんなが

